平成２９年（フ）第８９０号
埼玉県狭山市鵜ノ木19―27
破産者　本間　将之
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３６４号
東京都世田谷区成城４丁目16―25―406、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区並木２丁目３－１－1409
破産者　末本　和哉
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１７８号
東京都足立区東綾瀬１丁目25―９
破産者　東海　洋一
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３号
長野県松本市七嵐397番地12
破産者　福嶋　和子
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４号
長野県松本市波田6041番地１　グループホームやまなみ１－２
破産者　一ノ瀬ひろ子
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４２２号
岐阜県羽島市竹鼻町駒塚579番地
破産者　平山　德治
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２２７号
静岡県富士宮市万野原新田4082番地の１　サンディアスＡ201
破産者　鈴木　宏行
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市江島町551番地　ジョイフル江島105、前住所三重県亀山市下庄町577―８ＳＯＨＯ下庄201
破産者　桃田　照紀
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市平田２丁目12番23号　パルミラＢ106号
破産者　木村　寛治
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８号
鳥取県鳥取市西町２丁目415番地２
破産者　濵田美代子
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９９号
香川県高松市一宮町363番地８
破産者　柏原　多恵（旧姓豊嶋）
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第３６号
三重県四日市市東坂部町1336番地７
再生債務者　服部　昌樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月３日　津地方裁判所四日市支部

平成２９年（再イ）第１３８号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目13番20―305号
再生債務者　岡本　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第１５号
福岡県田川郡香春町大字高野909番地72
再生債務者　籾迫　節子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月３日　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（再イ）第４４号
大分県別府市石垣東２丁目１番32号　コーポ安部201号
再生債務者　財津　卓司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第１５９号
さいたま市岩槻区城南４丁目７番23―３号
再生債務者　中野　敏和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月３日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６９２号
東京都足立区東綾瀬１―23―13―303（住民票上の住所）千葉県松戸市南花島１―15ＪＲ東日本南花島社宅Ｂ―401
再生債務者　猿谷　政康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３４号
大分市萩原１丁目17番16号
再生債務者　松岡　良英
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月３日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第４０号
大分市大在中央１丁目３番24号
再生債務者　今崎　守人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月３日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第９９号
東京都八王子市東浅川町31番地
再生債務者　堀田　順子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部